# 京都府くらしの安心推進員だより



No.36 令和2年2月

昨年1年間、見守り活動をありがとうございました。今年もよろしくお願いします。



# 民法 (債権法) が改正されます



民法は、買い物などの契約に関するルールなどが定められている、生活の基本となる法律です。 2020年4月1日から民法のルールが変わります。改正ポイントの一部をご紹介します。

#### く賃貸借>

- ●部屋を借りていた人は、その部屋を元の状態に戻して返す義務があります。今回の改正で、普通に使って いてもつく汚れや傷については直さなくてよいというルールが明確にされました。
- ●また、敷金についてもルールが設けられました。借り手がきちんと家賃などを支払っていれば、賃貸借が 終わったときにはその全額を返してもらえるのが原則です。
- ●ただし、普通の使い方では生じないような汚れや傷を借り手が作ってしまった場合には、返還される敷金 から元の状態に戻すための費用が差し引かれてしまいます。

### 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法等について

新型コロナウイルスの感染拡大による不安な気持ちに便乗した、消費者トラブルが発生している との報告が寄せられています。

手口の内容としては、SMS(ショートメッセージサービス)を悪用し、「新型コロナウイルスに よる肺炎が広がっている問題で、マスクの無料送付確認をお願いします。」とメッセージを送り、 記載した URL(インターネットサイトのアドレス)のリンクをクリックさせようとするものです。 これは、品薄となっているマスクの入手を餌に SMS の受信者にリンクをクリックさせ、偽の Web サイトに誘導し、個人情報やパスワードなど重要な情報を詐取しようとするものです。 身に覚えがない SMS やメールが届いたら、URL をクリックしてはいけません。怪しいなと思っ たら、すぐに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。



## 💑 「京都府くらしのシニアリーダー」のご紹介 💑



#### 「京都府くらしのシニアリーダー」とは

京都府や市町村からの依頼を受けて、消費啓発活動に参加いただく消費者ボランティアです。

- ●活動例
  - ・啓発イベントや啓発ブースの運営サポート(交通費を支給します)
  - 地域での出張講座のサポート

(交诵費を支給します)

#### ●研修

• 毎年の研修や情報交換会などへの参加

今年度は、府内7カ所で「京都府くらしのシニアリーダー」養成研修を実施し、36名の方に シニアリーダーに登録いただきました。

来年度も引き続き開催しますので、ご関心のある方はぜひご参加ください。

(詳細が決まり次第、案内を送付します)

#### ≪消費生活相談≫

075-671-0004 (平日9~16時)

≪多重債務・ヤミ金融≫

075-671-0044 (平日9~17時)

≪高齢者消費生活ホットライン≫ 075-671-0144(平日9~17時) 発行:京都府消費生活安全センター

電話:075-671-0030(事務)

FAX: 075-671-0016

E-mail: kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

御意見や御質問、活動報告や近況報告を、お待ちして います。是非お寄せください。

# 見守り 新鮮情報

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず 生活費が無くなった」と私の母に相談して きた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品 が 山 の ように あった。書 類 等 を 調べると、長期間に渡って契約していた ようで、約5百万円も支払っていた。叔母に



よると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだだらに言うように引きるとををした。 要約を 要されていたという。 (当事者: 80歳代

女性)

# 深刻な高齢者の消費者被害見守りで防止しましょう

## ひとこと助言



- ●高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が 寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額の支払い後だったと いうケースも見られます。
- ■このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- ●少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの 自治体の<mark>消費生活センター</mark>等に相談しましょう(消費者ホットライン 188)。 家族や周囲の方も相談できます。